

茨城県ツキノワグマ管理計画(第二種  
特定鳥獣管理計画)の一部変更について

茨 城 県

# 茨城県ツキノワグマ管理計画(2025~2029)の概要

## 1. 策定の背景

※第二種特定鳥獣管理計画であるが、捕獲中心ではなく、普及啓発など保護と両立した取組の推進のために策定

- 環境省では、生活圏への出没・人的被害の多発等の状況を踏まえ、クマ類を指定管理鳥獣に指定 (2024年)
- 指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ類を追加し、捕獲以外の取組にも対象を拡充
- 緊急銃猟制度の新設、クマ被害対策パッケージの決定(2025年)

本県の現状

○近年、県北地域を中心に未確認情報を含め目撃情報が急増。

○2025年4月及び6月に大子町において出没が確認。



**出没に備えた普及啓発や注意喚起、警戒監視体制整備等に取り組んでいく必要**

## 2. 基本方針・目標

- 恒常的な生息域でない状況を維持し、人的被害の発生を防止

<基本的な考え方>

5つの柱により、目標達成を図る

- ①生息状況のモニタリング ②普及啓発等 ③人材育成・活用 ④警戒監視体制の整備 ⑤出没への対処

## 3. 具体的な取組内容

**モニタリングや普及啓発、体制整備、出没への対処等**

### ①生息状況のモニタリングの実施 ／ 出没情報の把握

- ・生息環境調査等の実施、結果の普及啓発等への活用
- ・関係機関や隣接県と連携した目撃情報収集

### ②普及啓発等

- ・クマが出没する可能性のある山林に入る場合の注意喚起
- ・クマの生態や行動等の知識の普及啓発

### ③人材の確保・育成・活用

- ・県・市町村等のクマ対策担当職員の研修や専門的職員の養成
- ・捕獲やモニタリングの担い手となる捕獲従事者等の確保・育成・支援の強化

### ④警戒監視体制の整備

- ・出没に備えたマニュアルや資機材の整備
- ・関係機関における連絡網の整備 (県、市町村、狩猟関係・森林関係、警察・消防)
- ・出没を想定した体制整備/訓練の実施

### ⑤出没への対処

- クマの目撃・痕跡が見られた場合の対応等
  - ・県、市町村、関係機関の連携による注意喚起 ／ 迅速・的確な情報共有・提供
  - ・農作物やゴミの適切な管理などの誘引防止対策の実施
  - ・目撃・痕跡発見箇所における見回りや追払いによるクマの出没防止
  - ・緊急を要する場合等における人的被害防止のための捕獲 (緊急銃猟対応を含む)
  - ・イノシシやニホンジカの捕獲におけるクマの錯誤捕獲の防止に向けた指導

<具体的な取組を支える基盤>

- ①各機関の連携 ②広域での連携促進 ③P D C Aサイクルを活用した取組の促進

# 茨城県ツキノワグマ管理計画

(第二種特定鳥獣管理計画)

令和7年3月策定

(令和8年 月変更)

茨 城 県

## 目 次

第1 策定の目的及び背景	1
（1）目的	1
（2）背景	1
（3）国の動向	2
第2 管理すべき鳥獣の種類	2
第3 計画の期間	2
第4 計画の対象とする区域	2
第5 現状	3
（1）分布生息状況	3
（2）被害状況	3
第6 管理の方針・目標	4
（1）基本方針・目標	4
（2）基本的な考え方	4
第7 具体的な取組（管理目標及び管理方法）	4
（1）生息状況のモニタリングの実施／ <u>出没情報の把握</u>	4
（2）普及啓発等	4
（3）人材の <u>確保</u> ・育成・活用	5
（4）警戒監視体制の整備	5
<u>（5）出没への対処</u>	6
第8 その他管理のために必要な事項	9
（1）各機関の連携	9
（2）広域での連携促進	11
（3）PDCAサイクルを活用した取組の推進	11
資料編	
（1） <u>2016（平成28）年の被害写真（常陸太田市）</u>	
<u>（2）普及啓発チラシ（2025（令和7）年9月発行）</u>	

## 茨城県ツキノワグマ管理計画 (第二種特定鳥獣管理計画)

### 第1 策定の目的及び背景

#### (1) 目的

ツキノワグマ(以下「クマ」という。)の科学的な生息状況のモニタリングを基に恒常的な生息域でない状況を維持し、人的被害等の防止を図る。

#### (2) 背景

クマは、国内において生態系の頂点に位置する野生動物の1つであり、個体群の維持に広大な生息地を必要とするほか、繁殖率が低く、強い捕獲圧により個体数が減少すると、その回復に時間を要する。

茨城県においても、少なくとも約200年前の近世頃までは、大子町にクマが低密度に分布していたと考えられるものの、近世から近代にかけて一旦姿を消しており、連綿と生息してきた近隣県とは様相が異なる。

そうした中、1990年代中頃から、同地域に再びクマの目撃情報が得られるようになり、2006(平成18)年には大子町でクマの幼獣の交通事故轢死体も確認され、定着が示唆されるとして、「茨城県レッドデータブック<動物編>」(2016)では、クマを掲載したが、分布状況が不明であるため「情報不足・注目種」に分類している。

なお、国際的には、ワシントン条約の附属書Iに掲載され、取引が規制されているほか、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」では、国際希少野生動植物種に指定されている。

このように絶滅回避のための慎重な対応が求められる中、近年、人の暮らし方の変化や人口減少等が急速に進み、野生鳥獣と人との関係が大きく変わってきている。特にクマについては、分布の拡大や人の日常生活圏への出没増加等により、人身や農作物等に及ぼす被害の増加が懸念されている。

本県では、その後もクマと思われる目撃情報が増えており、これまで人的被害等は発生していないが、林内に置かれた養蜂箱への食害が確認される等、今後、クマの生息域が拡大すると、山中での遭遇、平地への出没等被害発生の危険度が增大するおそれがある。

こうしたことから、県内におけるクマの生息状況を確認しながら、迅速・的確な情報の把握、共有及び発信、クマ遭遇・出没時の注意喚起や普及啓発、警戒監視体制の整備、出没に備えた対応準備等、主として人的被害等の発生防止の施策を推進するため、茨城県ツキノワグマ管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)を定める。

### (3) 国の動向

近年、国内におけるクマ類の分布は拡大しており、アーバンベアと呼ばれる個体の市街地への出没や人身被害の発生が深刻化している。2023 (令和5)年秋には、秋田県及び岩手県を中心に、市街地や集落等人の日常生活圏でのクマ類の出没が相次ぎ、人身被害が過去最多を記録した。(2025(令和7)年3月策定時時点)

こうした状況を受け、環境省では、クマ類の分布拡大地域では今後も個体数の増加が見込まれ、人の日常生活圏での効果的な人身被害対策が必要であるとして、都道府県等によるクマ類の集中的かつ広域的な管理を支援するため、2024 (令和6)年4月16日に、四国の個体群を除きクマ類を指定管理鳥獣に指定した。

また、2024 (令和6)年8月に、指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ類を追加し、捕獲以外の調査・モニタリングや出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成等も交付対象とする拡充を行った。

さらに、2025(令和7)年9月に、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする緊急銃猟制度を新設するとともに、11月にはクマによる被害から国民の命と安全を守るため、関係省庁連携による総合的な施策となる「クマ被害対策パッケージ」を決定した。

## 第2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus* G. Cuvier)

[高次分類名] ネコ目 (食肉目)、クマ科

[生物学的特徴]

成獣の体長は120～160cm、体重はオスが60～100kg、メスで40～70kg程度。胸に三日月型の白斑がある個体が多く、ツキノワグマの名称の由来となる。

森林に住み、雑食性で食物のほとんどは植物質だが、昆虫類や小動物のほか、シカやカモシカの幼獣や大型動物の死骸も食べる。秋には冬眠前の体脂肪蓄積のためブナやミズナラ等の堅果類を大量に食べる。

冬期には樹洞、土穴、岩穴等で冬眠し、メスは冬眠中に1～2頭の仔を出産する。交尾期は6月前後で、受精卵の着床遅延を行う。

本種の分布域に近似種はいないが、北海道にはより大型になる別種のヒグマが生息する。

## 第3 計画の期間

2025(令和7)年4月1日から2030(令和12)年3月31日まで(5カ年)

## 第4 計画の対象とする区域

茨城県全域 (警戒監視体制の整備は当面、県北地域のみ)

## 第5 現状

### (1) 分布生息状況

本州と四国に分布するが、四国では剣山周辺にわずかな個体数が生息するにすぎず、絶滅の危機にある。かつては九州にも分布したが絶滅したとされる。本州では、青森県から山口県は千葉県を除くすべての都府県に分布し、多くの地域で分布域はむしろ拡大傾向にある。

茨城県では、1765年、大子町男体山で捕獲されたのが最後の確実な記録である。その後、近年に至るまで記録はなかったが、1990年（平成2）年以降、北部の八溝山地と阿武隈山地で生息情報が聞かれるようになった。大子町では、2006年（平成18）年に幼獣の交通事故事例があった。この個体は遺伝子解析により、東日本ハプロタイプ（福島県西会津および山形県蔵王の集団）であることが判明した。また2016年（平成28）年には、常陸太田市のスギ林内に置かれたミツバチの養蜂箱への食害が発生し、その近隣ではスギの樹皮剥ぎが単木的に確認される等、断定はできないが生息が示唆された。

環境省の2018（平成30）年度中大型哺乳類分布調査において、「恒常的生息域」ではないものの、「分布」情報が得られている状況である。

2023（令和5）年度は、未確認情報を含めた目撃情報等が急増しており、2025（令和7）年には、大子町では9年ぶりに個体が映像で確認された。

なお、クマが目撃された地域は、県北地域が中心である。

#### [参考] 本県におけるクマの目撃情報等（2026（令和8）年2月28日時点）

年 度	写真・痕跡等で確認できた情報	未確認情報※	合 計
2006（平成18）	1件	1件	2件
2016（平成28）	3件	0件	3件
2018（平成30）	0件	1件	1件
2019（令和元）	0件	1件	1件
2020（令和2）	0件	1件	1件
2023（令和5）	0件	7件	7件
<u>2025（令和7）</u>	<u>2件</u>	<u>0件</u>	<u>2件</u>
合 計	<u>6件</u>	11件	<u>17件</u>

※クマらしきものの目撃のみで、写真や痕跡等による確認にいたらなかったもの

### (2) 被害状況

現時点において、県内ではクマによる人的被害は発生していない。

また、農林業被害も発生していない。

## 第6 管理の方針・目標

### (1) 基本方針・目標

恒常的な生息域でない状況を維持し、人的被害の発生を防止する。

### (2) 基本的な考え方

管理の実施に当たっては、「生息状況のモニタリング」、「普及啓発等」、「人材の確保・育成・活用」、「警戒監視体制の整備」、「出沒への対処」を5つの柱として、目標達成を図ることが重要である。

## 第7 具体的な取組

### (1) 生息状況のモニタリングの実施／出沒情報の把握

県や市町村等は、県境付近における森林環境やクマの侵入状況、生息状況等の経年変化を的確に捉える。また、子連れの子メスのクマが確認されると定着の可能性が出てくるため、注意深く生息環境調査や痕跡調査、自動撮影カメラ調査等によるモニタリングを継続的に実施する。

併せて、県は、モニタリング以外の目的で山林管理者や民間事業者、研究機関等が設置するカメラ等についても、クマ撮影時には迅速に情報提供されるよう依頼するとともに、近隣県に対しても県境付近での出沒情報について日常的共有を要請する等、幅広い手段による情報把握に努める。

また、県、市町村等は、通常時より、地元猟友会等の関係機関と連携し、ホームページや情報提供依頼チラシ等を活用しながら、地域住民等の協力のもと、幅広くクマの目撃情報を収集する。

実施されたモニタリング等の結果については、関係機関と適宜共有し、必要な情報発信や普及啓発、注意喚起等に活用する。

### (2) 普及啓発等

#### ア 出沒前段階における注意喚起

県、市町村が中心となり、クマが出沒する可能性のある山林に入る場合の注意喚起を広報誌、ホームページ等で行う。

また、県及び市町村は、クマが出沒する可能性がある山林でイベント等を実施する際は、主催者（イベント運営会社等）とも連携し、参加者・来訪者に対し、クマに出合ったときの対応等注意喚起を実施する。

#### イ 普及啓発

県は、市町村をはじめとする関係機関の職員や地域住民に対してクマの生態や行動、生息しにくい環境づくりについての知識の普及啓発を図るとともに、市街地出沒時の対応等についての講習会を実施する。

### (3) 人材の確保・育成・活用

県、市町村等は、対策を進めるため、担当職員研修や専門的職員の養成、出没抑制や捕獲対策に関する訓練・講習等の充実により、地域でクマの管理を実施する人材の育成と活用に努める。

また、捕獲やモニタリングの担い手となる捕獲従事者等については、クマを今後捕獲しようとする者に対する支援を実施するとともに、捕獲対策や生息状況調査等に関する訓練・講習等を強化していくことにより、その確保・育成に努める。

さらに、自衛隊OBや警察OBを含む銃使用の経験と能力を有する者に対して、関係機関と連携した呼びかけを通じて研修会への参加や狩猟免許の取得を促し、将来的な鳥獣被害対策を通じた地域貢献の担い手としての確保を目指す。

### (4) 警戒監視体制の整備

#### ア マニュアルや人員協力体制の整備

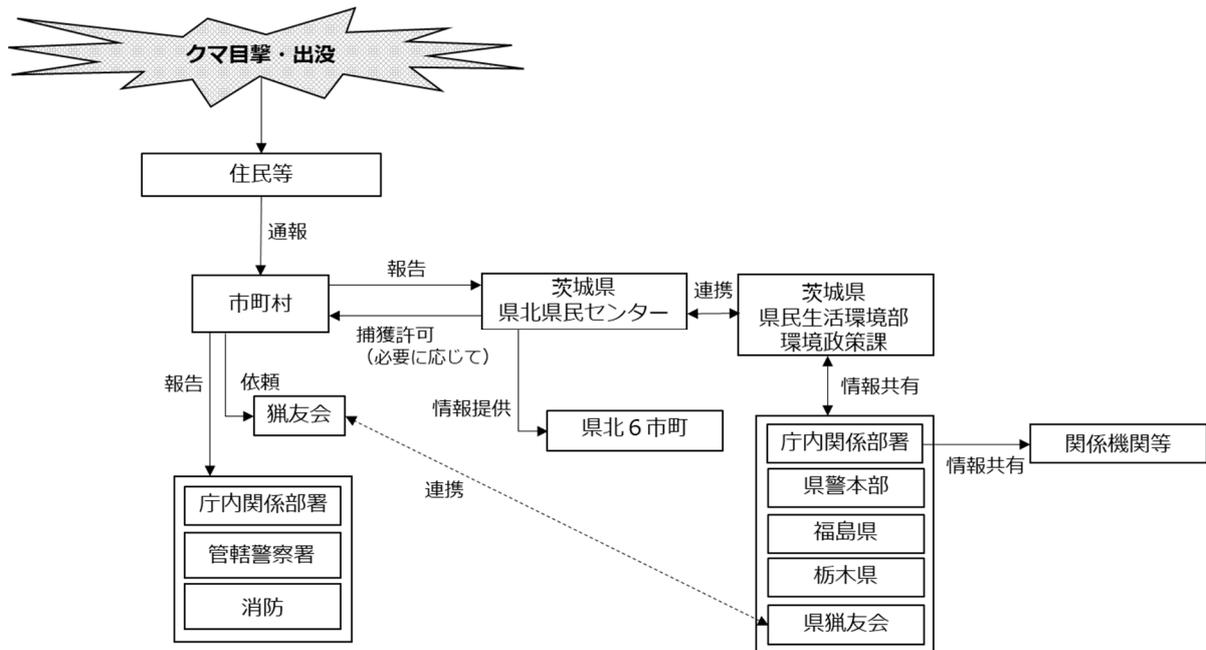
特に、クマの出没が予測される市町村は、それぞれの実情に合わせ、クマの出没等に備えた対応マニュアルの作成や人員協力体制の確保等に努める。

県は、必要な助言や各種ガイドラインを含む情報提供等の支援を行うほか、緊急時における市町村の要請に応じた職員・捕獲者派遣等の応援体制について、検討を進める。

## イ 出没時の連絡網の整備

人家及び登山道等、クマが人と遭遇する危険がある箇所において、クマの目撃あるいは痕跡が見られた場合や、クマによる人的被害等が生じた場合に備え、市町村ごとに対応を検討するほか、下図を参考として関係者間で情報を共有するための連絡網を整備する。

### ツキノワグマ目撃時の連絡網（参考：県北地域）



## ウ 資機材の整備

県及び市町村は、クマ出没の危険度に応じ、対応に必要な資機材（ドラム缶蓋や楯等）の整備を図る。

## エ 訓練の実施

県及び市町村は、警察・消防等の関係機関と連携して出没想定訓練を実施する等、万が一の事態に備えた知識と技術の向上に努める。

## (5) 出没への対処

### ア 出没時の正確な情報収集・発信

市町村は、登山者等から、確度の高いクマ出没・目撃情報を収集した場合には、県及び警察・消防等の関係機関と情報を共有する。

特に、人的被害の可能性が高い場合は、各種発信媒体を活用し、速やかに注意喚起していく。

県は、クマ遭遇による人的被害又はクマの市街地出没が発生した場合、市町村や関係機関等を通じて速やかに県民に対する注意喚起を行うとともに、隣接県からの目撃情報や捕獲情報等の情報収集に努め、出没ルート等を調査分析し、市町村や関係機関に情報提供する。

情報発信の方法

	定期発信	随時発信 (※人的被害のおそれがある場合)
市町村		市町村HP 防災無線 等
茨城県	県HP	県HP・SNS 茨城県防災アプリ 等

県は、クマ出没情報の取扱いについて、一元的な収集・管理・共有を図るとともに、人的・物的な被害発生防止と住民・訪問者の安全・安心を両立できるように、県ホームページのほか、県の持つ各種媒体等を通じ正確かつ的確な発信に努めるものとする。

## イ 出没時の誘引防止

クマの出没情報があった場合には、以下の誘引防止対策を実施する。

なお、市町村は、当該情報が未確定の場合であっても、必要に応じて確認手続きと並行して対応を進めるものとする。

### a 農作物を田畑に放置しない

農耕地で農作物がそのまま放置されている場合も見られる。これらの放置作物はクマだけでなく、イノシシ、ハクビシン、アライグマ（特定外来生物）等多くの野生動物を集落や農地に引き寄せる要因にもなるため、農家は適切に処分する。

### b 果樹の管理

果樹の所有者は、収穫せずに放置されたクリやカキ、リンゴ等の果樹がある場合は、クマが執着しないよう放任果実類をもぎ取る。また、将来にわたって利用の予定がない場合は伐採も検討する。伐採が難しい場合は、人が摘果を管理できる樹高への剪定や、実の位置が高い樹木は、幹にトタンを巻きつけ、クマが登れないように管理する。

### c 生ゴミの管理

住民や農家は、クマの手が届かないよう、ゴミ箱（収集所）、コンポスト（堆肥）等を管理する。また、コンポストは、山際から離れたクマが簡単に侵入できない場所に設置する等の対策が必要である。

#### d ハチ類の巣の撤去・養蜂箱の管理強化

住民は、家の木壁の隙間等に作られるニホンミツバチ等の巣も、クマの誘引物となるため撤去する。

ミツバチの巣箱はクマを誘引するため、市町村は、通学路沿い等には設置しないよう指導する。また、養蜂箱を囲む電気柵設置の重要性を養蜂関係者に周知する。

#### e 野外活動のマナー啓発

市町村は、野外活動（キャンプ、登山、釣り等）をする人へ、野外に残飯を放置しないことや、生ゴミ持ち帰りの徹底等のPRや普及啓発活動を行う。

### ウ 見回り・追払い

人の日常生活圏にクマが出没した際、市町村及び猟友会を中心に、警察・消防等と連携しながら、目撃・痕跡発見箇所において、特にクマの出没の初期段階で見回りや追払いを実施することにより、人里や人家近く等へのクマの出没を防ぐ。

なお、クマは、人里や人家近くでは人目を避け夜間に出没する傾向があり、早朝や夕方等の出没前後の時間帯は、人家周辺の山林に潜んでいる可能性があるため、これらの時間帯を中心に見回りや追払いを実施する。

### エ 捕獲

市町村及び猟友会は、クマ出没時の見回り・追払いを講じても、なお出没が続く場合や、現地対応時に緊急を要する場合等は、警察・消防等と連携しながら、人的被害防止のために捕獲を行う。また、繁殖の母体となるメスと判断された場合（子連れ個体等）も捕獲を試みる。

捕獲に当たっては、実施者に対し、事故防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に、地域住民や関係機関等へ周知を図る。捕獲後は対応状況を速やかに報告する。

なお、県は、市町村担当職員の養成状況等を踏まえながら、現場対応がより迅速に実施できるよう、クマの有害鳥獣捕獲許可に係る市町村への権限移譲を検討する。

過去の出没状況等の調査分析を踏まえて、出没が予測できる場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討する。

## オ 錯誤捕獲への対応

県及び市町村は、イノシシやニホンジカの捕獲に当たっては、クマの出没状況を確認しながら、わなの設置場所や設置時期、さらに誘引餌の使用等について考慮し錯誤捕獲を防止するよう、狩猟者及び捕獲従事者へ指導する。

万が一、錯誤捕獲が生じた場合には、個体の損傷が激しい場合や人命への危険性がある場合を除いて、原則放獣するものとする。

また、県及び市町村の捕獲事業においては、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるよう、クマの放獣に専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業者等の活用を検討する等、事前の放獣体制の整備に努める。

## カ 緊急銃猟

市町村は、人の日常生活圏にクマが出没し、緊急銃猟により対応する必要があると判断されるときは、緊急銃猟ガイドライン（2025（令和7）年7月環境省作成）に基づき、必要な対応（計画調整、応援要請、安全確保、人員手配、捕獲等）を図る。

県は、市町村から応援要請を受けた場合は、職員や捕獲者の派遣を行う等、円滑な実施のため支援する。

## キ その他

市街地における銃器の取扱等について、県は県警本部と十分な協議を行うとともに、市町村においても地元警察との十分な連携が必要である。

また、緊急時に捕獲や麻酔作業等を担う人材については、認定鳥獣捕獲等事業者の活用や人材育成を検討する。

## 第8 その他管理のために必要な事項

### （1）各機関の連携

クマによる人的被害等を防ぐには、関係機関が役割を担いつつ連携して対応することが重要であることから、各機関が以下の役割を担いつつ、他機関と連携、協力してより効果的な対策に繋げる。

## ア 国（森林管理署）

国有林におけるクマの目撃・出没情報について、関係機関との共有を図る。

## イ 県

本県におけるクマの目撃・出没情報を収集し、関係機関等への情報共有を図るとともに、それらの情報等を踏まえ、本県におけるクマ管理計画等を定める。

市町村への支援として、捕獲者の派遣体制構築や対策に必要な資機材の確保等に加え、関係機関と連携したクマ出没想定訓練を実施する。

狩猟への関心を高めるためのセミナー開催や、クマ捕獲を目指す者に対する重点的支援を行う等、クマ捕獲の担い手となる人材の育成に取り組む。

## ウ 市町村

管内において、県や関係機関と連携し、生息状況のモニタリング、普及啓発等、人材育成・活用、警戒監視体制の整備について総合的に取り組む。

クマの出没状況に応じて、狩猟者団体、自治会及び県、警察・消防等関係者と連携し、住民への注意喚起やパトロールの実施、緊急時の有害捕獲等（緊急銃猟を含む）の防除対策を行い、人身被害の防止と地域住民の安全確保に努める。

また、見回りや捕獲における円滑かつ継続的な実施に資するため、必要に応じて地域の民間事業者等との協力体制の構築に努める。

## エ 狩猟者団体（茨城県猟友会等）

射撃訓練の実施等、狩猟者相互の連携により狩猟者の技能や知識向上に努める。また、地域を主体とした見回りや追払い、捕獲に協力するとともに、県等が実施する生息状況等調査に協力する。

## オ 地域住民

クマの目撃や痕跡等に関する情報を提供するとともに、地域ぐるみの各種対策に積極的に協力する。また、講習会等へ積極的に参加し、知識や手法の習得に努める。

## カ 研究機関等

本県には、ミュージアムパーク茨城県自然博物館に加え、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の研究機関が多く立地しており、本県の自然環境をフィールドとして調査研究等を実施していることから、それらの調査研究の成果の提供、本県におけるモニタリングデータや取組状況等の評価分析等について連携・協力する。

また、民間の生物研究団体等においては、動植物の生態等について日常的に観察、調査等を行っており、痕跡情報や植生の変化等について多くの情報を持っていることから、それらを共有する等連携を図る。

## (2) 広域での連携促進

クマの生息域は、連なる森林や河川等を経由して拡大していくため、県単独での対応は難しく、隣接する福島県及び栃木県と連携した広域的な取組が求められる。特に、信頼性の高いクマの目撃情報や捕獲情報については、即時の情報共有が求められる。

## (3) PDCAサイクルを活用した取組の推進

県は、各年度及び計画期間終了時に、目撃・出没状況をはじめ、注意喚起状況、人的被害発生件数等の各種指標を用いて管理の目標の達成状況を評価するとともに、評価結果を計画の見直し等に活用する。

また、状況の変化や取組の成果、さらには新たな知見を踏まえ、必要に応じて見直し等を行うものとする。

関係者間での情報共有を図るとともに、専門的な見地から、茨城県クマ管理計画検討委員会において定期的に評価・検証を行い、具体的な取組について必要な見直し等を行う。

資料編

(1) 2016 (平成 28) 年の被害写真 (常陸太田市)



# ツキノワグマ に注意!

令和7年6月2日に<sup>だいごまち たかしぼ</sup>大子町高柴地内、広域農道アップルライン上において、<sup>あせいじゆう</sup>ツキノワグマ(亜成獣)の目撃情報がありました。

県内でのツキノワグマの確認は、平成28年以来となります。



## もしもクマに出会ってしまったら

-  静かにゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる
-  クマに背中を向けない、走って逃げない
-  子グマだとしても絶対に近づかない

## クマが襲ってきたら

-  クマ撃退スプレーを使う
-  地面に伏せて、頭や首に腕を回し防御姿勢をとる



## ツキノワグマってどんな生き物？

分類等	食肉目 クマ科 ツキノワグマ ( <i>Ursus thibetanus</i> )
体長	120cm～160cm
体重	オス60kg～100kg、メス40kg～70kg
特徴	胸に三日月型の白い模様がある個体が多い。
食性	雑食性であるが、主に木の芽や草などの植物を食べる。 秋期には冬眠前の体脂肪蓄積のためにドングリなどを食べる。
行動範囲	地域、雌雄、年齢等で行動範囲が変わるが、一般的にはメスよりもオスの方が行動範囲は広い。
繁殖	メスは冬眠中に1～2頭の子供を出産する。



写真：環境省提供

◇子連れの母グマは、子グマを守ろうと攻撃的行動をとることが多いため注意！



写真：環境省提供

◇ツキノワグマは木登りが得意です。

## クマを人里に寄せ付けないために

-  生ゴミや農作物を放置しない
-  果物(柿など)は早めに収穫する
-  草刈りをして、クマの隠れる場所をなくす



発行：令和7年9月  
茨城県県民生活環境部環境政策課  
自然・鳥獣保護管理グループ  
TEL：029-301-2946

クマや痕跡を見かけたときは、  
お住まいの市町村又は県にご連絡ください。

茨城県環境政策課ホームページ ▶



## 参 考 文 献

- 茨城県生活環境部環境政策課. 2016. 茨城における絶滅のおそれのある野生生物 動物編 2016年改訂版 (茨城県版レッドデータブック). 327 pp., 茨城県.
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室. 2022. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (クマ類編) 改訂版. 106 pp.
- 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室. 2024. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン 補足資料. 19 pp.
- 山崎晃司. 2017. ツキノワグマ すぐそこにいる野生動物. 258 pp., 東京大学出版会.
- 山崎晃司・稲葉 修. 2009. 阿武隈山地南部 (茨城県・福島県・栃木県) へのツキノワグマの分布域拡大の可能性について. 哺乳類科学, 49: 257-261.
- 山崎晃司・鈴木郁子・根本 唯・伊藤哲治. 2023. 阿武隈山地でのツキノワグマの分布状況. 哺乳類科学, 63: 185-192.